

令和5年度第8号議案

令和5年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「国民健康保険に関する事務」に係る
特定個人情報保護評価（全項目評価）の
再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部医療保険課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 4

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 6 年 4 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部医療保険課



23 健医送第 6035 号
令和 6 年 2 月 29 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 6 年 4 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）の別表で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

地方公共団体の行政手続のオンライン化については、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和 2 年 3 月 4 日改訂）を踏まえ、「自治体 DX 推進計画」（令和 2 年 12 月 25 日）や「地方公共団体における行政手続のオンライン化について」（令和 3 年 4 月 28 日付け総務省自治行政局地域情報化企画室事務連絡）において、総務省より積極的に進めることとされている。そして「江戸川区 DX 推進指針」（令和 5 年 9 月 7 日 一部改訂）によっても、来庁不要の区役所実現に向けて、区の行政手続の電子申請化が推進されている。

この背景の下、国保事務における、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能及び連動した申請管理システムを用いた電子申請の導入によって、個人番号の入手方法が増えることに伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、特定個人情報ファイルの入手元、特定個人情報の保管場所、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の記載を追加することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更項目

【別添 2】「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の（別添 3）変更箇所の項目を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第 7 条第 1 項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

- (1) 公募の期間
令和 6 年 1 月 15 日から 2 月 14 日まで
- (2) 意見の件数
1 件
- (3) 主な意見
素晴らしいと思います。
- (4) 規則第 7 条第 4 項に基づき見直しした部分
修正なし

6 実施時期（予定）

令和 6年 1月 区民意見公募（パブリックコメント）実施
令和 6年 3月 審査会への諮問
個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部医療保険課

8 参考資料

【別添1】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の概要
【別添2】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」